

職場を原則禁煙へ

他人が吸うたばこの煙にさらされる受動喫煙から労働者を守るため、厚生労働省が職場の原則禁煙に向けた対策に乗り出す。早ければ今夏にも開かれる労働政策審議会（厚労相の諮問機関）で具体的内容を詰め、事業者に受動喫煙を防ぐよう義務付ける労働安全衛生法の改正案を来年の通常国会に出すよう検討している。

通常の事務所や工場では原則全面禁煙か、喫煙室の設置を義務化。接客のため従業員が煙にさらされる飲食店や宿泊施設では、従業員がマスクを着用したり、換気対策の徹底で有害物質濃度を低くするなど規制を設ける。罰則規定が入る

厚労省、法制化も検討

かどうかは未定だが、違反があった場合は労働基準監督署が指導する。

昨年7月から開始した検討会では、売り上げ減を懸念する外食・たばこ産業から「禁煙化で、たばこを吸いたい客が店から出て行ったこともある」「事業者の立場を尊重すべきだ」など慎重な対応を求める声が相次いでおり、法制化には曲折も予想される。

受動喫煙をめぐっては、神奈川県が昨年、飲食店も含めた公共的な施設に禁煙や分煙を義務付け、違反者に過料を科す全国初の受動喫煙防止条例を制定。厚労省はガイドラインで職場での喫煙室の設置を勧めているが、強制力はない。